

(様式 3 - 1)

申請する店舗の情報
【開店 1 年以上の店舗用】
(川棚町営業時間短縮要請協力金(第 3 期)用)

店舗No.

法人名又は個人事業主名	
-------------	--

フリガナ		許可番号	長崎県指令			県央振保衛	
店舗名			第				号
店舗所在地		店舗の種類 (許可証に記載の「種別」又は「業種細分名」)					
該当する取組内容の□に✓を付けてください	<input type="checkbox"/>	午後 8 時から翌朝午前 5 時までの間に営業していましたが、要請期間中、全ての期間において、午前 5 時から午後 8 時までの間に営業時間を短縮(終日休業を含む)し、酒類の提供は午後 7 時以降行わないようにしました。					
	<input type="checkbox"/>	午後 8 時から翌朝午前 5 時までの間に営業していましたが、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」において認証を受けており(認証ステッカーを掲示)、要請期間中、全ての期間において、午前 5 時から午後 9 時までの間に営業時間を短縮(終日休業を含む)し、酒類の提供は午後 8 時以降行わないようにしました。					
備考							

店舗ごとの支給額計算

※該当する計算方法の□に✓を付けてください。

中小企業(個人事業主も含む)の場合

A. 前年又は前々年の 9 月における 1 日あたりの売上高が 8 万 3,333 円以下
※飲食業売上高を確認できる書類(売上帳の写しなど)の添付は不要です。

→ 1 日あたりの支給単価は、25,000 円

→ 店舗の支給額 $25,000 \text{円} \times 6 \text{日} = \underline{150,000 \text{円}}$

B. 前年又は前々年の 9 月における 1 日あたりの売上高が 8 万 3,333 円超 25 万円未満
※飲食業売上高を確認できる書類(売上帳の写しなど)を添付してください。

(1) 前年又は前々年の 9 月における 1 日あたりの売上高を算定

・ 前年又は前々年の 9 月の売上高 (A) _____ 円

・ $(A) \div 30 \text{日} = (B) \text{円}$ (1 円未満の端数は切り上げ)

(2) 1 日あたりの支給単価を決定 (1 日あたりの売上高の 3 割)

・ $(B) \times 0.3 = (C) \text{円}$ (千円未満の端数は切り上げ)

(3) 店舗の支給額

・ $(C) \times 6 \text{日} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$

(裏面あり)

